多国籍企業グループ内の利子支払いと同族会社等行為計算否認規定の適用

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 令和 4 年 4 月 21 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（行ヒ）第 303 号
【事　件　名】 法人税更正処分等取消請求事件（ユニバーサルミュージック事件）
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 法人税法 132 条 1 項
【掲　載　誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25572104

立命館大学教授 宮本十至子

事実の概要

同族会社で内国法人であるＸ（原告・被控訴人・被上告人）は、グループの究極の親会社であるフランス法人訴外Ｖを頂点とする多国籍企業グループ VG に属する平成 20 年 10 月 7 日に設立された音楽事業を目的とした合同会社である。VG は、音楽部門法人の数が増加し、資本関係も複雑化したことから、1 つの国に 1 つの持株会社を設置し、その傘下に事業会社等を所属させ、法人の数を減らすとともに、各国の法人間で資本と負債のバランスを適正にするといった基本方針の下、関連会社の組織再編等を行うためにＸを設立した。グループ内の資金の融通を通じて、ＸはVGグループ内の訴外Ｂ法人らから無担保で約 867 億円を借り入れるなどし、その資金をもって関連会社の買収と合併を行った。Ｘは、法人税の所得計算にあたり、関連会社からの借入れに係る支払利子を損金算入したところ、税務署長は法人税法 132 条 1 項により、それを否認し法人税の更正処分等を行った。そこで、Ｘは、その取消を求めて提訴した[1)]。

東京地判は、不当減少要件の該当性につき、経済的合理性基準を基点とし、会社の自由な経済活動を所与に、「当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、……『不当』と評価されるべきものではない。」、「経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべき」とし、経済的合理性の有無を判断する対象となる行為又は計算は、直接起因行為であるＸによる本件借入れで、VG の 8 つの目的による組織再編取引は経済的合理性があり、その目的達成による利益はＸにとっても利益を及ぼすものであるから、本件借入れは経済的合理性を欠くとは認められないと判断し、Ｘの請求を認容した[2)]。

それに対して、国（被告・控訴人・上告人）は、同族会社間等による複数の行為又は計算が積み重なることによって税負担減少結果が生じている場合は、それらを一体として「その法人の行為又は計算」に当たるなどと主張し控訴したが、東京高裁は[3)]、「その法人の行為又は計算」は、本件借入れであり、その不当性要件該当性を検討すべきであるところ、「経済的合理性を欠く同族会社等の行為又は計算が、同族会社であるためにされた不自然、不合理な租税負担の不当回避行為として、不当性要件に該当することになる」とし、地裁の判断を一部改めた。不当性要件の判断枠組みは、経済的合理性基準を前提とし、「借入れが当該同族会社の属する企業集団の再編等（以下「企業再編等」という。）の一環として行われた場合においては、組織再編成を含む企業再編等は、その形態や方法が複雑かつ多様であるため、これを利用する巧妙な租税回避行為が行われやすく、租税回避の手段として濫用されるおそれがあること等に照らすと、①当該借入れを伴う企業再編等が、

通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような借入れを伴う企業再編等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情も考慮した上で、当該借入れが経済的合理性を欠くか否かを判断すべきである。」とし、控訴を棄却したため、上告したのが本件である[4)]。

判決の要旨

1　法人税法 132 条 1 項の趣旨と不当減少性要件

「法人税法 132 条 1 項は、同項各号に掲げる法人である同族会社等においては、その意思決定が少数の株主等の意図により左右され、法人税の負担を不当に減少させる結果となる行為又は計算が行われやすいことから、税負担の公平を維持するため、そのような行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して法人税の更正又は決定をする権限を税務署長に認めたものである。このような同項の趣旨及び内容に鑑みると、同項にいう『これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、同族会社等の行為又は計算のうち、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいうと解するのが相当である。」

2　経済的合理性の判断基準

「同族会社等による金銭の借入れが上記の経済的合理性を欠くものか否かについては、当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきものであるところ、本件借入れのように、ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的、すなわち当該借入れによって資金需要が満たされることで達せられる目的において不合理と評価されることとなる。そして、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たっては、〔1〕当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、〔2〕税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当である。」

3　経済的合理性の判断基準の当てはめ

「……本件組織再編取引等は、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるとまではいえず、また、税負担の減少以外に本件組織再編取引等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在したものということができる。

そうすると、本件組織再編取引等は、これを全体としてみたときには、経済的合理性を欠くものであるとまでいうことはできず、本件借入れは、その目的において不合理と評価されるものではない。

本件借入れに係るその他の事情についてみると、本件借入れは無担保で行われ、Ｘは本件借入れが一因となって最終的に貸借対照表上は債務超過となっていることがうかがわれるなど、本件借入れには独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引とは異なる点もある。

しかしながら、本件借入れは、本件各内国法人の株式の購入代金及びその関連費用にのみ使用される約定の下に行われ、実際に、Ｘは、株式を取得して本件各内国法人を自社の支配下に置いたものであり、借入金額が使途との関係で不当に高額であるなどの事情もうかがわれない。また、本件借入れの約定のうち利息及び返済期間については、Ｘの予想される利益に基づいて決定されており、現に、本件借入れに係る利息の支払が困難になったなどの事情はうかがわれない。

そうすると、上記の点があることをもって、本件借入れが不自然、不合理なものとまではいい難い。」

判例の解説

一　同族会社行為計算否認規定の法的構造とその趣旨

法人税法 132 条 1 項の同族会社の行為計算否認規定は、「その行為又は計算」で、「法人税の負

担を不当に減少させる」場合には、税務署長が否認できる旨を定める。我が国は、一般的租税回避否認規定（GAAR）を導入していないが、同族会社、組織再編成、通算法人、恒久的施設帰属所得に対する分野を限定した一般的租税回避否認規定を定めている[5]。同族会社の行為計算否認規定は、大正12年の所得税法改正で合法的脱税行為が甚だしい場合への対処として創設され、昭和25年の法人税法改正で租税回避否認規定として明確化されたといわれている[6]。当該規定の趣旨は、その意思決定が少数の株主等の意図により左右され、法人税の負担を不当に減少させる結果となる行為又は計算が行われやすいことから、税負担の公平を維持するため、そのような行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して法人税の更正又は決定をする権限を税務署長に認めたものである（判決の要旨１）。

二　不当減少性要件の解釈

本規定で定める「税負担を不当に減少させる」（不当減少性要件）の解釈は、次の２つに分かれる[7]。第１は、非同族会社であれば通常なしえないような行為・計算、すなわち同族会社なるがゆえに容易になしうる行為・計算とする非同族会社基準説である[8]。第２は、純経済人の行為として不合理・不自然な行為・計算とする経済的合理性基準説又は純経済人説である[9]。通説は後者をとり、非同族会社の中には、種々の段階のものがあり、何が同族会社であるがゆえに容易になしうる行為・計算にあたるかを判断することは困難であるから、ある行為又は計算が経済的合理性を欠いている場合に否認が認められると解すべきで、「行為・計算が経済的合理性を欠いている場合とは、それが異常ないし変則的で、租税回避以外にそのような行為・計算を行ったことにつき、正当で合理的な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のことであり、独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間で行われる取引（アメリカ租税法で arm's length transaction（独立当事者間取引）と呼ばれるもの）とは異なっている取引には、それにあたると解すべき場合が多いであろう。」とする[10]。経済的合理性を欠く場合には、独立・対等で相互に特殊関係のない当事者間で行われる取引と異なっている場合も含まれるとして、IBM事件控訴審では、独立当事者間取引基準説をとっていたが、組織再編取引については、独立当事者間取引基準は十分に機能しないとして、その限界が指摘されていたところ[11]、最高裁もこの見解はとっていない（判決の要旨３）。

法人税法132条１項でいう否認の対象である「その法人の行為又は計算」は、同族会社の行為又は計算であるところ、本判決は、借入れのみならず、一連の行為まで対象を広げているように見える[12]。その不当性の判断枠組みは、経済的合理性基準を基底としつつも、企業グループ内の組織再編成に係る一連の取引の一環として行った企業グループ内の借入れの場合は、一連の取引全体の経済的合理性の有無の判断を介して、本件借入れの経済的合理性を判断するアプローチをとる。たしかに、一連の取引全体に経済的合理性がない場合は、借入れの目的も不合理であるという判断が可能であるが、一連の取引全体は経済的合理性があるものの、同族会社の行為又は計算それ自体に経済的合理性がない場合には、果たしてグループ全体の目的と同族会社の目的が同じといえるかどうか疑問が残る。この点において、本件借入れは一連の取引全体のパーツであるが、同族会社単体としてＸが享受する利益と被る不利益とが均衡を欠く場合は、不均衡を正当化するだけの事業目的その他の事由を精査すべきとする、取引の範囲の切り取りの課題が指摘されている[13]。そこでは、判断過程において、第１段階で、本件借入れの条件等の経済的合理性を判断し、第２段階で、経済的合理性からの逸脱・乖離がある場合の正当性事由を検討する場面において、最終的に、一連の行為も加味して、本件借入れの経済的合理性の有無を判断すべきとする二段階の判断が提唱されている。最高裁は、控訴審と異なり、日本法人にとってのメリットも検討しているように見えるが[14]、判断過程の順序は逆になっているように思われる。

三　本判決の意義と残された課題

本件は、多国籍企業グループによる一連の組織再編取引の一環として行われたクループ内借入れにおける利子支払いの損金算入に対して、法人税法132条１項の同族会社の行為計算否認規定の適用の可否が争われた、過大支払利子税制の導入前の事例である。そのようなグループ内借入れに対する同族会社の行為計算否認規定の適用につ

き、不当減少性要件の意義を明らかにし、その該当性については、通説的見解と組織再編成に対する行為計算否認規定に対する不当性の考え方も踏まえ、一連の組織再編取引全体から接近する経済的合理性への判断枠組みを提示しているところに本判決の意義が認められる。

その一方で、いくつかの疑問点や課題もある。第1に、我が国はGAARを導入しておらず、分野を限定した一般的否認規定を制定しているところ[15]、同族会社の行為計算否認規定の対象取引の範囲と不当性の判断過程の順序に課題が残る。第2に、組織再編税制と同族会社が交錯する事例においては、法人税法132条と132条の2の適用が考えられるが、本件ではそれは問題とされていない。根拠規定の選択は税務当局の判断であるという意見があるが[16]、そのいずれを適用すべきかについては両規定の射程範囲とかかわる問題であり、今後の判断が待たれる。最後に、合併期日前の借入れに係るXの利子支払いによって生じた繰越欠損金が、合併後の利益と通算されていたとすれば、本件借入れが、グループ内組織再編成の目的に限定されていることを鑑みると、合併を介したグループ間の所得振替の可能性があったかもしれない。本件取引は、デット・プッシュ・ダウンとしてOECDのBEPSでも問題視されてきたところ、我が国はすでに過大支払利子税制を導入しているものの、多国籍企業の組織再編成を媒介とするグループ内の所得振替によって税源浸食される可能性はなお残っているように思われる。

●――注

1）本件の事実の概要の詳細は、地裁判決を解説した一高龍司「判批」新・判例解説Watch（法セ増刊）27号（2020年）227頁参照。

2）東京地判令元・6・27裁判所ウェブサイト、税資269号順号13286。地裁判決の評釈として、一高・前掲注1）のほか、田中治＝茂垣志乙里「判批」TKC税研情報30巻6号（2021年）1頁、吉村政穂「判批」重解（ジュリ1544号）（2020年）190頁、手塚貴大「法人組織再編取引に係る一般的否認規定による税務否認の態様：判例を素材とした行為計算否認規定の適用可能性に係る若干の考察」広島大学マネジメント研究21号（2020年）35頁、木山泰嗣「判批」税経通信75巻3号（2020年）167頁、太田洋「判批」国際税務39巻11号（2019年）30頁、同12号（2019年）38頁、岩品信明「特集　行為計算否認規定の適用をめぐる論点」旬刊経理情報1563号（2019年）9頁、望月爾「判批」税務QA211号（2019年）80頁等。

3）東京高判令2・6・24裁判所ウェブサイト、判時2500号8頁。高裁判決の評釈として、吉村政穂「判批」税弘69巻1号（2021年）137頁、谷口勢津夫「判批」ジュリ1554号（2021年）10頁、本部勝大「判批」判例百選〔第7版〕（ジュリ253号）（2021年）124頁、望月爾「判批」税務QA229号（2021年）46頁、品川芳宜「判批」TKC税研情報29巻6号（2020年）13頁、太田洋＝増田貴都「判批」国際税務40巻10号（2020年）43頁等。

4）最判令4・4・21裁判所ウェブサイト。最高裁の評釈として、田中治「判批」税研224号（2022年）92頁、中村繁隆「判批」WJL判例コラム266号（2022年）、太田洋＝増田貴都「判批」国際税務42巻7号（2022年）72頁等。

5）長戸貴之「『分野を限定しない一般的否認規定（GAAR）』と租税法律主義」フィナンシャル・レビュー129号（2017年）169頁。

6）清永敬次『租税回避の研究』（ミネルヴァ書房、1995年）308頁以下、谷口勢津夫「同族会社税制の沿革及び現状と課題」税研192号（2017年）34頁、田中治「租税回避否認の論理と機能」税法学586号（2021年）333頁、336頁。

7）金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021年）542頁。

8）東京地判昭26・4・23行裁例集2巻6号841頁、東京高判昭40・5・12税資49号596頁等。

9）東京高判昭48・3・14行裁例集24巻3号115頁、東京高判昭49・10・29行裁例集25巻10号1310頁、東京高判昭53・11・30訟月25巻4号1145頁等。

10）金子・前掲注7）542頁。

11）IBM事件・東京高判平27・3・25判時2267号24頁、徳地淳＝林史高「判解」最判解民事篇平成28年度（2019年）84頁、106頁、吉村・前掲注3）141頁、中里実ほか「座談会　租税訴訟における法務と税務のギャップ（上）」NBL1055号（2015年）4頁、12頁。

12）吉村・前掲注3）142頁。

13）吉村・前掲注3）142頁。

14）太田＝増田・前掲注4）82頁。

15）中村・前掲注4）4頁では、EUの租税回防止指令（ATAD）6条と法人税法132条1項を比較しているが、ATADはEU各国の国内法のGAAR解釈の齟齬を問題視して制定されたところ、我が国のそれは分野を限定した一般的租税回避否認規定であり、その射程範囲が異なることから、その比較は妥当ではない。ATAD6条に合併租税指令上の一般的濫用防止規定である15条1項(a)の対象となる取引を包含すると解しているが、両者の違いが指摘されている。Schaumburg/Englisch, Europäisches Steuerrecht, 2.Aufl., Rz.16.85, 2020.

16）朝長英樹『会社合併実務必携〔第4版〕』（法令出版、2019年）593頁。